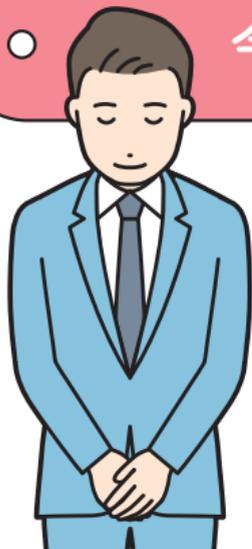


令和7年4月1日から送金手数料がかかります



現在、当組合専用の振込依頼書を利用して送金する場合の手数料は無料となっておりますが、令和7年4月1日以降は専用の振込依頼書が利用できないこととなりました。

そのため、令和7年4月1日以降、貯金の臨時積立、貸付・物資の繰上償還、医療費の返還などは個人振込みとなるため所定の手数料が必要となりますのでご理解をお願いします。



上記記事に関するお問い合わせは

総務課庶務係

☎028-615-7804

共済だより 第356号 令和7年1月発行

発行／栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <https://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。